平成２２年（フ）第３６９号
兵庫県加古川市尾上町今福412番地の６
債務者　伊藤　博子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４６６号
兵庫県姫路市北条432番地２北条北住宅２棟2207号
債務者　三宅　義憲
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４９１号
兵庫県高砂市北浜町北脇23番地の10
債務者　大塚　俊幸
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４９２号
兵庫県高砂市北浜町北脇23番地の10
債務者　大塚ますみ
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６４号
仙台市泉区八乙女中央１丁目３番19―103号
債務者　佐藤美智子（旧姓角川）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４８号
宮城県黒川郡大衡村大衡字亀岡10番地２
債務者　増田美津江
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
福島県相馬市椎木字北原265番地
債務者　荒　　雄一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第５０号
福島県相馬市椎木字北原265番地
債務者　荒　　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１９５号
茨城県つくば市森の里90番地13
債務者　谷口　久子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３７号
茨城県つくば市上横場2290―６　ケアサポート田村、住民票上の住所茨城県つくば市高須賀43番地
債務者　飯島　俊雄
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３８号
山梨県上野原市大野1390番地　101号
債務者　森　　隆司
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
山梨県南都留郡富士河口湖町西湖南10番11号
債務者　杉野　幸平
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
山梨県南都留郡富士河口湖町西湖南10番11号
債務者　杉野　豊美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
山梨県南都留郡山中湖村山中115番地
債務者　古宮　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
山梨県南都留郡鳴沢村2939番地
債務者　平田　幸夫
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
山梨県南都留郡富士河口湖町大石2872番地54
債務者　堀内　香子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
長野市松代町清野1886番地
債務者　室賀　広枝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
長野県安曇野市穂高柏原2095番地ロ
債務者　中村　　實
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部